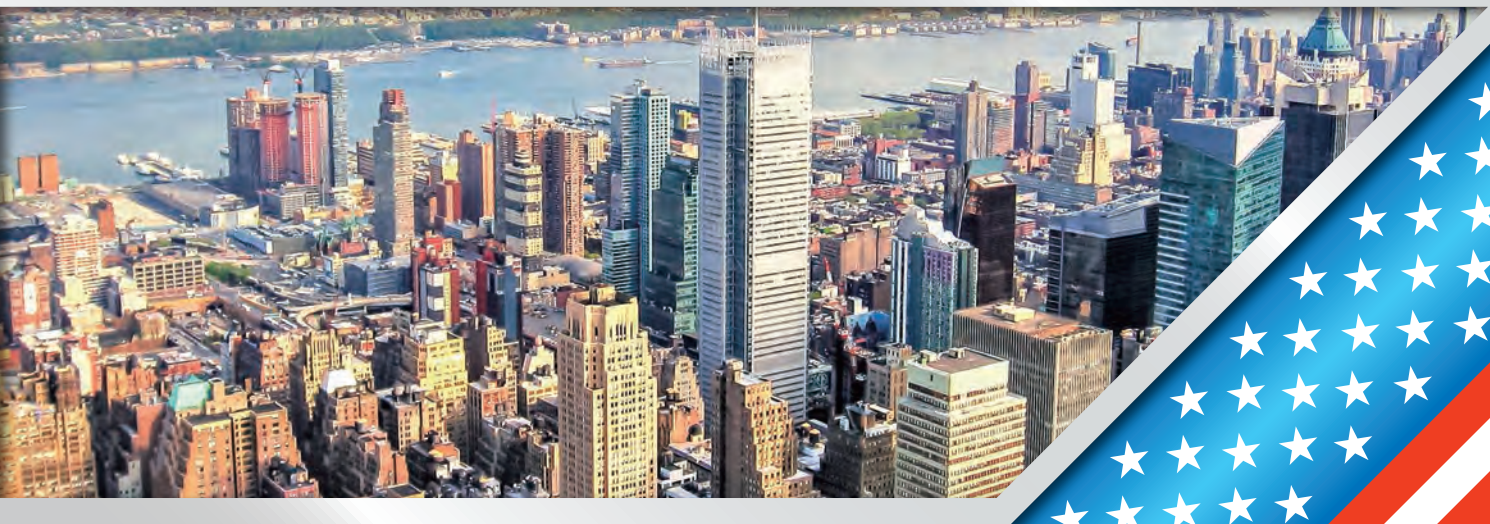


楽天米国コア・アロケーション (毎月分配型) / (資産成長型)

追加型投信 / 海外 / 資産複合



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ・当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社の照会先

楽天^R投信投資顧問

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

電話: 03-6432-7746 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】 ファンドの運用の指図を行う者

楽天投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1724号

【受託会社】 ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の概要

委託会社名	楽天投信投資顧問株式会社
設立年月日	2006年12月28日
資本金	150百万円(2017年3月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	119,452百万円(2017年3月末現在)

商品分類

	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
楽天米国コア・アロケーション (毎月分配型)	追加型	海外	資産複合
楽天米国コア・アロケーション (資産成長型)			

	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
楽天米国コア・アロケーション (毎月分配型)	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
楽天米国コア・アロケーション (資産成長型)		年2回			

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※ 商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※「楽天米国コア・アロケーション(毎月分配型)」および「楽天米国コア・アロケーション(資産成長型)」を総称して「ファンド」、もしくはそれぞれを「各ファンド」あるいは「ファンド」という場合があります。また、「楽天米国コア・アロケーション(毎月分配型)」を「毎月分配型」、「楽天米国コア・アロケーション(資産成長型)」を「資産成長型」という場合があります。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「楽天米国コア・アロケーション(毎月分配型)/(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年5月12日に関東財務局長に提出しており、平成29年5月28日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 米国の債券、高配当株式、リートに分散投資

- ◆ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国の債券（投資適格社債ならびに国債）、高配当株式、リートを主要投資対象とします。

・各資産への投資は、上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて行います。

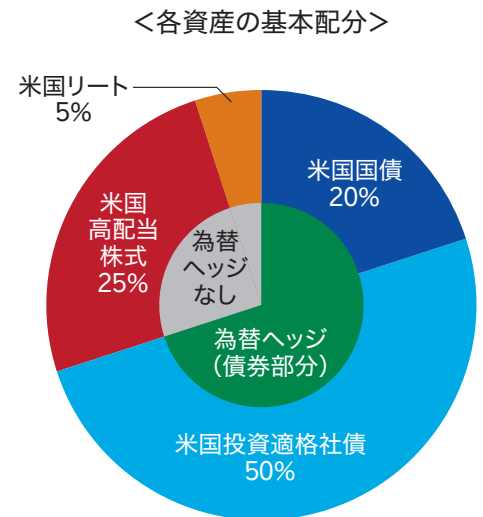
2 債券70%、高配当株式25%、リート5%を基本配分とし、債券部分は為替ヘッジ

- ◆ マザーファンド受益証券における各資産の基本配分を債券70%、高配当株式25%、リート5%とします。

- ◆ 債券のうち、50%部分は投資適格社債、20%部分は国債に投資を行います。債券部分については為替ヘッジを行うことで、米ドル／円相場の影響を軽減する運用を行います。

→ 相対的に『安定した値動き』が期待できる「債券」の組入比率を70%とし、『成長性』に期待する「株式」と「リート」の組入比率を合計で最大30%とすることで、資産の成長に期待しつつ、資産の安定性にも配慮します。

- ・ 投資適格社債とは、格付会社（Moody'sやS&Pなど）により、Baa以上やBBB以上と格付けされた債券のことをいいます。通常、これらの債券は、発行体のデフォルト（利子や償還金の支払いができなくなる）リスクが低く、投資対象として相対的に安全であると評価されています。
- ・ 為替ヘッジを行うにあたり、円金利が米ドル金利より低い場合には、通常、日米金利差等のヘッジコストが発生します。



3 基準価額の変動リスク（標準偏差）の目標を年率4%程度※に設定

- ◆ 市場の変動が高まったと判断した場合には、基準価額の変動リスクを抑制するために、高配当株式とリートの配分合計を調整します。
- ◆ 債券部分は70%程度を維持し、高配当株式とリートへの配分合計を、市場環境に合わせて5%～30%程度のレンジで調整します。高配当株式とリートの配分を引き下げた分については、短期金融資産を組入れます。
- ◆ 外貨建ての短期金融資産を保有する場合は、為替ヘッジを行います。

→ 市場の変動が高まったと判断した場合には、基準価額の変動リスクを抑制するために、資産配分を調整し、基本配分よりも更に安定性に配慮します。

※上記リスク数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることを約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率4%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

- ・ 基準価額の変動リスクについて、詳細は3ページをご参照ください。
- ・ 上記の資産配分・調整および為替ヘッジ等は、マザーファンドにて行います。
- ・ 上記は、当ファンドがマザーファンドを100%組入れ、かつマザーファンドも各投資対象資産を100%組入れた場合の比率であり、実際のファンドの組入比率とは異なります。

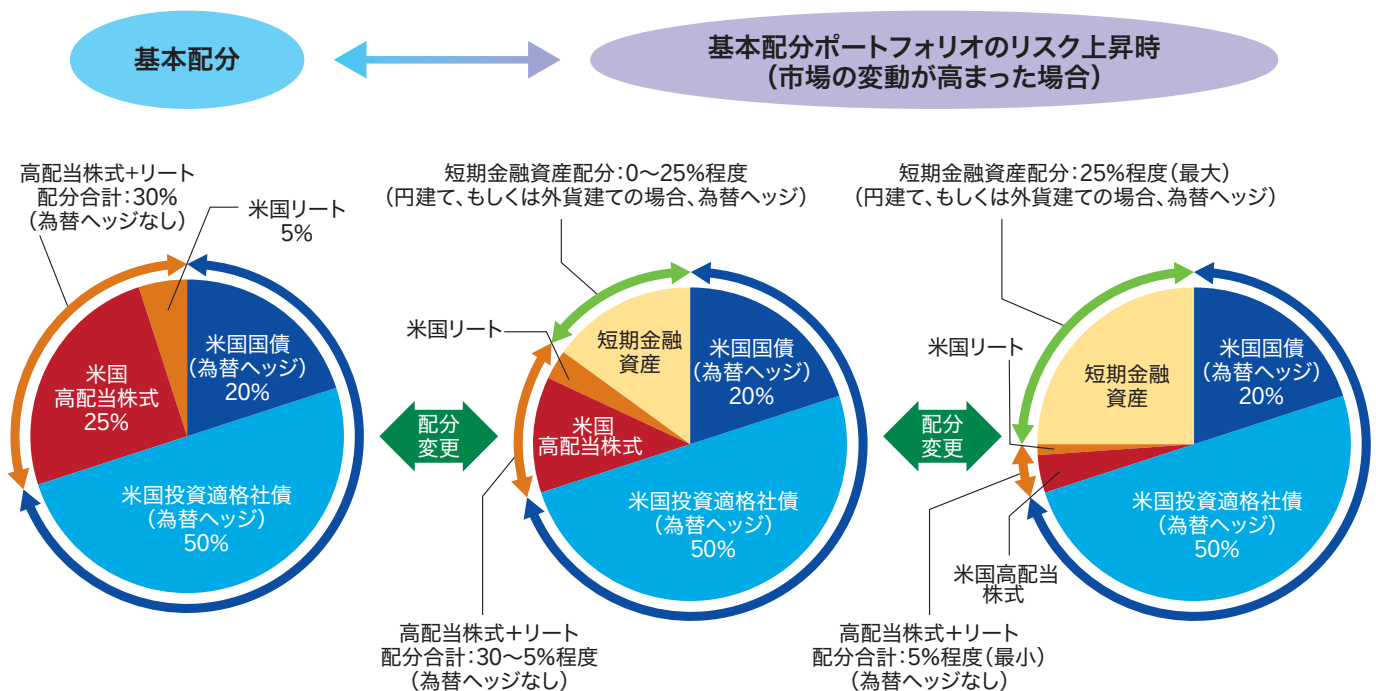
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ポートフォリオの資産配分の調整

- 市場環境が安定しており、基準価額の変動リスクを年率4%程度で推移させられると判断した場合には、基本配分(米国債券に70%、米国高配当株式25%、米国リート5%)を維持します。
- 市場の変動が高まり、基準価額の変動リスクを年率4%程度で推移させることが難しいと判断した場合には、米国高配当株式および米国リートの配分を引き下げ(合計で最小5%程度まで)、その分、短期金融資産の組入れを行います。(外貨建ての短期金融資産を保有する場合は、為替ヘッジを行います。)

<資産配分調整のイメージ>



※上記は、当ファンドがマザーファンドを100%組入れ、かつマザーファンドも各投資対象資産を100%組入れた場合の比率であり、実際のファンドの組入比率とは異なります。

※上記の資産配分の調整はイメージであり、実際の調整方法等を示すものではありません。

基準価額の変動リスクについて

基準価額が上下に変動する振れ幅のことであり、一般に標準偏差を使用します。

標準偏差とは、散らばり度合いを示す指標であり、標準偏差が小さいほどリスクは小さく、逆に、標準偏差が大きいほどリスクは大きいということになります。

年率4%の標準偏差とは、1年間のリターンが平均リターンから±4%の範囲内に約3分の2の確率で収まるということです。

従って、リスクを年率4%程度に設定して運用を行っていたとしても、ファンドの基準価額は±4%を超えて変動することがあります。

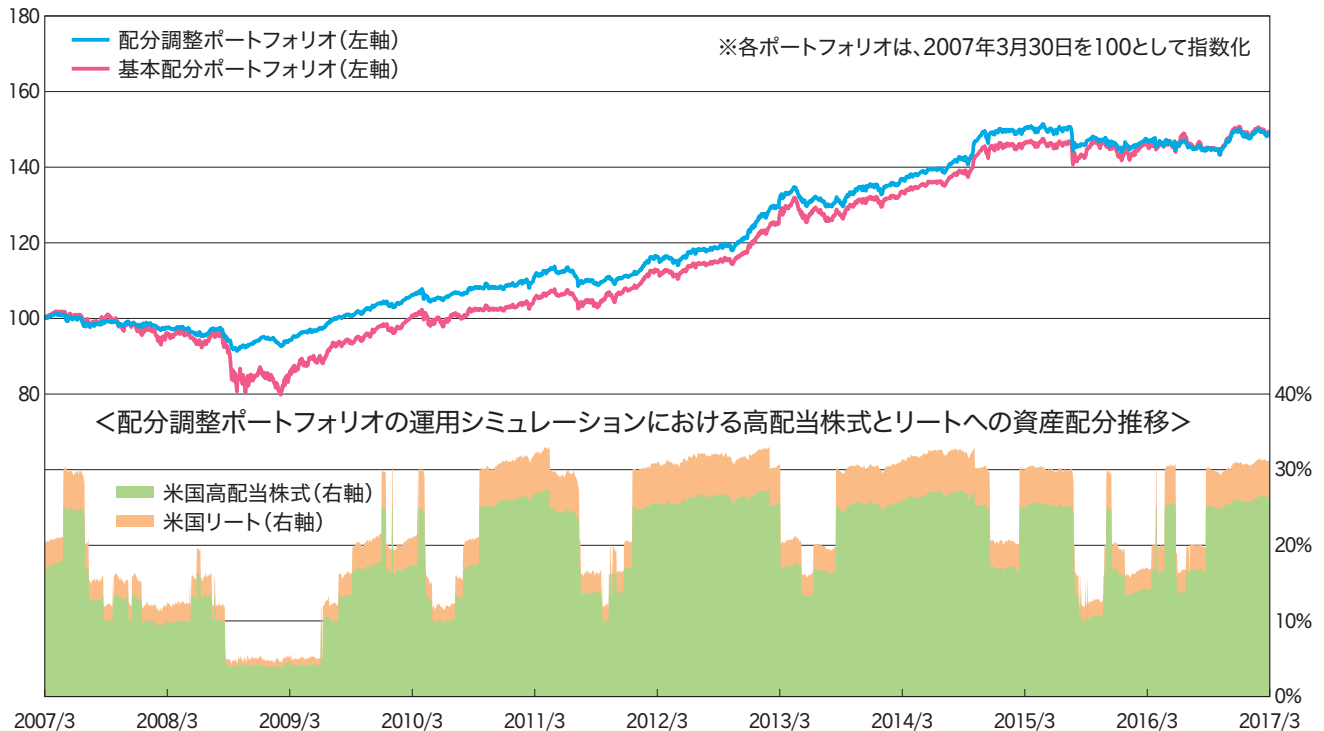
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

運用シミュレーション

＜基本配分ポートフォリオおよび配分調整ポートフォリオの運用シミュレーション＞

(2007年3月30日～2017年3月31日)



【シミュレーションの前提】

基本配分ポートフォリオ	： 下記の米国投資適格社債(円ヘッジ)、米国国債(円ヘッジ)、米国高配当株式(円換算)、米国リート(円換算)にそれぞれ50%、20%、25%、5%の比率で配分した場合のリターンを計測。ただし、米国高配当株式と米国リートの構成比率の合計が、市場価格の変動により基本配分の合計値である30%から上下3%超乖離した(27%～33%の範囲から逸脱した)場合には、基本配分比率に合致するよう資産配分を調整。信託報酬(年0.81%)ならびに資産配分を調整した場合に発生する売買コスト(0.15%)控除後。
配分調整ポートフォリオ (当ファンドの運用 シミュレーション)	： 基本配分ポートフォリオのリスク量の変化に合わせて、予め定められた資産配分基準に従って各資産の配分を調整した場合のリターンを計測。ただし、米国高配当株式と米国リートの構成比率の合計が、市場価格の変動により資産配分基準の比率から一定程度乖離した場合には、資産配分基準の比率に合致するよう資産配分を調整。信託報酬(年率0.81%)ならびに資産配分を調整した場合に発生する売買コスト(0.15%)控除後。
米国投資適格社債 (円ヘッジ)	： ブルームバーク・バークレイズ米国社債1-5年指数から、同指数をベンチマークとする上場投資信託証券の管理報酬等および1ヵ月の為替先渡レートを基準に円ヘッジコストを控除したリターン・データ。
米国国債 (円ヘッジ)	： ICE米国国債3-7年指数から、同指数をベンチマークとする上場投資信託証券の管理報酬等および1ヵ月の為替先渡レートを基準に円ヘッジコストを控除したリターン・データ。
米国高配当株式 (円換算)	： モーニングスター配当フォーカス指数から、同指数をベンチマークとする上場投資信託証券の管理報酬等を控除し、実勢の米ドル/円レートを使用して円換算したリターン・データ。
米国リート (円換算)	： ダウ・ジョーンズ米国セレクト・リート指数から、同指数をベンチマークとする上場投資信託証券の管理報酬等を控除し、実勢の米ドル/円レートを使用して円換算したリターン・データ。

出所：Bloombergのデータをベースに楽天投信投資顧問が作成

※上記は、シミュレーションであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

※上場投資信託証券の管理報酬は、2017年3月31日現在で委託会社が知り得る情報を基としており、今後その水準は変動する可能性があります。

※配分調整ポートフォリオにおける配分調整基準は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後、市場環境等の変化を受けて見直される場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

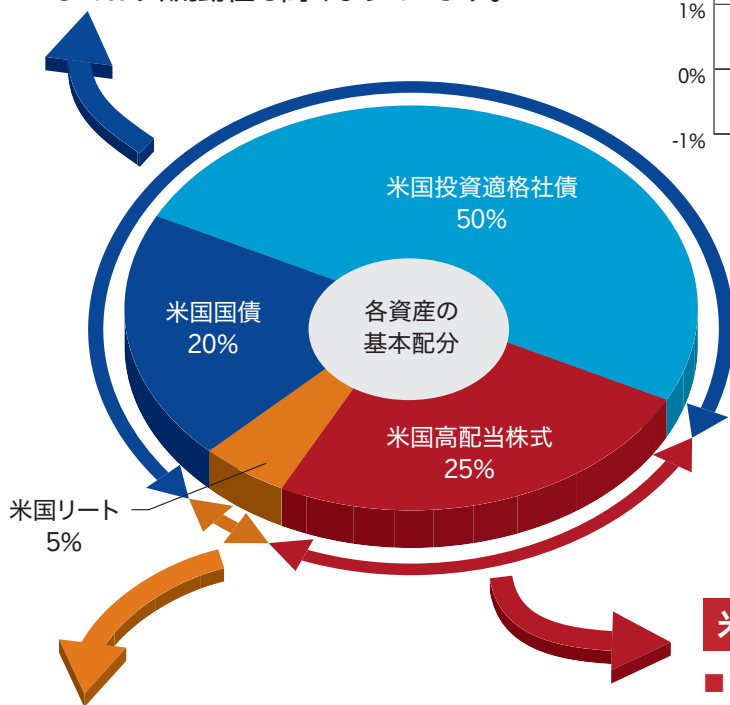
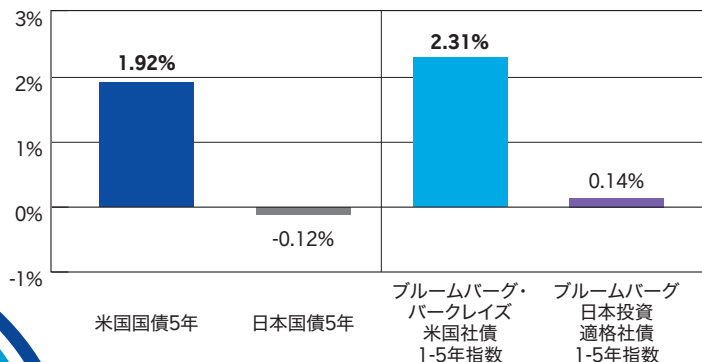
ファンドの目的・特色

魅力的な米国の金融市場

米国債券

- 米国の金利は、日本と比べて高い水準となっており、相対的に優れた長期リターンが期待できます。
- 米国は、多様な業種に属する企業が社債を発行しており、流動性も高くなっています。

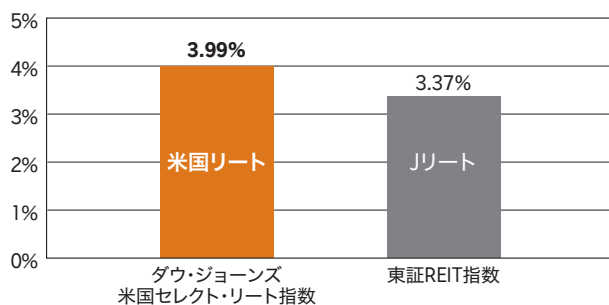
＜日米国債および投資適格社債の利回り比較(2017年3月末現在)＞



米国リート

- 投資対象は、オフィスやアパート、商業施設など伝統的な商業不動産のみならず、ホテル、データセンター、医療施設など多岐にわたります。
- 配当利回りも、Jリートに比べ相対的に高い水準を維持しています。

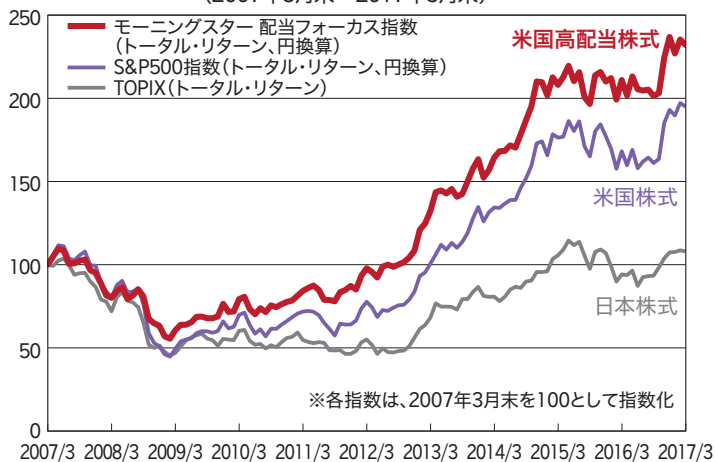
＜日米リート 配当利回り比較(2017年3月末現在)＞



米国高配当株式

- 米国は、健全な人口増加、生産性改善等を背景に、相対的に高い経済成長率を維持しています。
- 企業のガバナンスへの意識も高く、株主利益を重視する企業文化が根付いています。

＜米国高配当株式と日米の代表的な株価指数の推移＞
(2007年3月末～2017年3月末)



出所：すべてBloombergのデータをベースに楽天投信投資顧問が作成

※上記グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。
 ※上記の各資産の基本配分は、当ファンドがマザーファンドを100%組入れ、かつマザーファンドも各投資対象資産を100%組入れた場合の比率であり、実際のファンドの組入比率とは異なります。

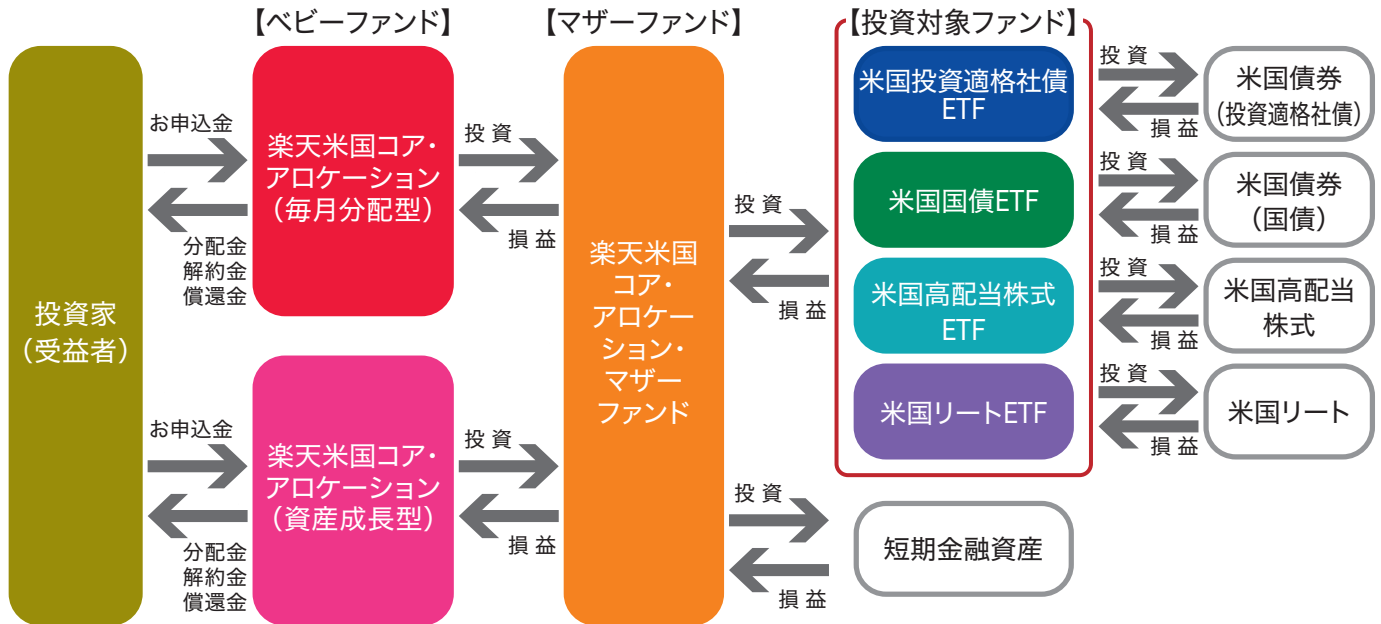
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天米国コア・アロケーション・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用します。

また、マザーファンドへの投資を通じて、複数の上場投資信託証券（ETF）に投資します。



※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

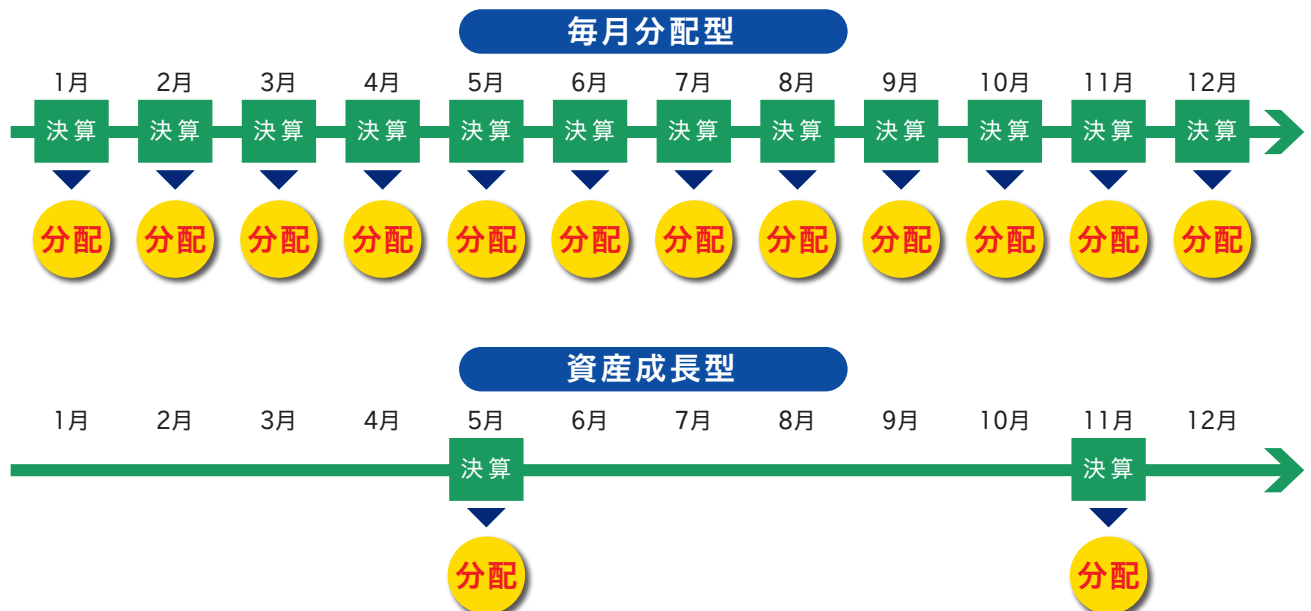
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配方針

- 原則として、「毎月分配型」は毎月12日、「資産成長型」は毎年5月12日および11月12日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含む）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配金を支払う場合は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

【分配金受取のイメージ】



※上図はイメージであり、将来の分配金の支払およびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

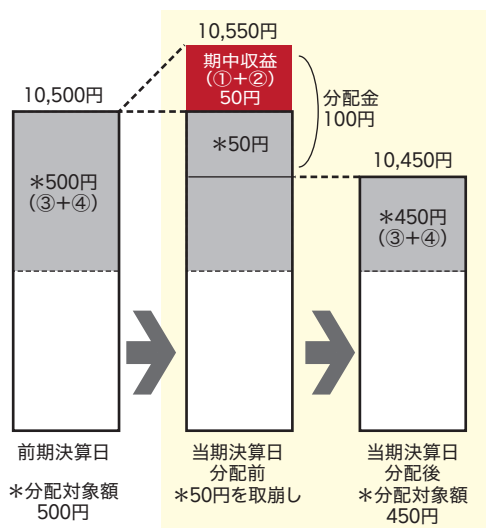
投資信託で分配金が支払われるイメージ



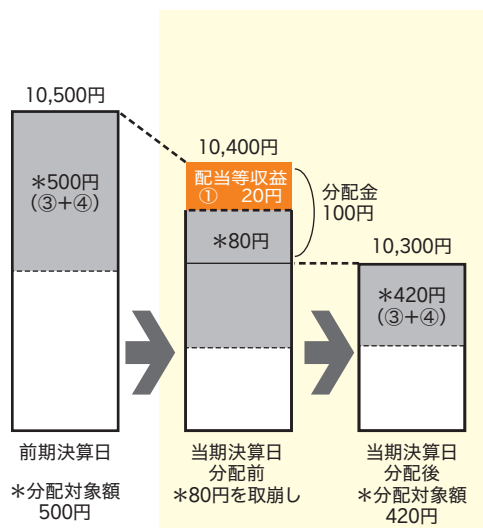
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

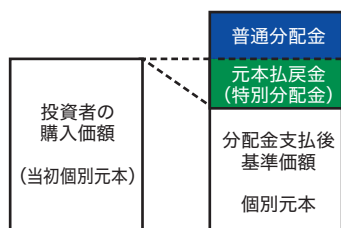
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

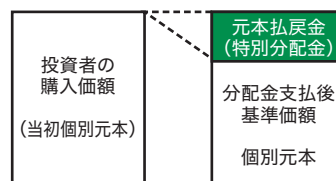
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、2017年3月31日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資対象とする上場投資信託証券(ETF)は以下の通りです。

ファンド名	運用会社名	実質的な 主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬 等(年)
バンガード・ 米国短期社債ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	米国投資適格社債	ブルームバーグ・バークレイズ 米国社債1-5年指数に連動 する投資成果を目指す	0.07%
iシェアーズ 米国国債 3-7年ETF	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	米国国債	ICE米国国債3-7年指数に 連動する投資成果を目指す	0.15%
iシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	米国高配当株式	モーニングスター配当フォーカス 指数に連動する投資成果を 目指す	0.08%
シュワブ米国 リートETF	チャールズ・シュワブ・ インベストメント・ マネジメント・インク	米国リート	ダウ・ジョーンズ 米国セレクト・ リート指数に連動する投資成果 を目指す	0.07%

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する投資信託証券に組入れられた有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。**投資信託は預貯金と異なります。**投資信託財産に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

■主な変動要因

資 産 配 分 リ ス ク	当ファンドは、実質的に債券、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額の下落要因となります。また、目標リスクを設定して運用を行いますが、基準価額の下落率が一定範囲に限定されるものではありません。
価 格 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券は、上場株式同様、市場で取引が行われ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該上場投資信託証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
金 利 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する債券(公社債等)の価格は、市場金利の水準の動向により変動します。当該債券(公社債等)の価格が市場金利の上昇等により下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
信 用 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格は、発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響を受けます。発行体の経営状態の悪化等により当該有価証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
株 価 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
リートの価格 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資するリートの価格は、保有不動産の収益や財務内容の変動、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等の影響を受けます。リート価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	当ファンドは、実質的に投資する外貨建ての有価証券等について、部分的に対円での為替ヘッジを行いますが、完全にはヘッジしないため、外貨レートが対円で下落した場合には、基準価額の下落要因となります。また、為替ヘッジを行うにあたり、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、通常金利差相当分を含むヘッジコストが発生し、基準価額の下落要因となります。
流 動 性 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。
カントリー・ リ ス ク	当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場において投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他留意点

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。

投資リスク

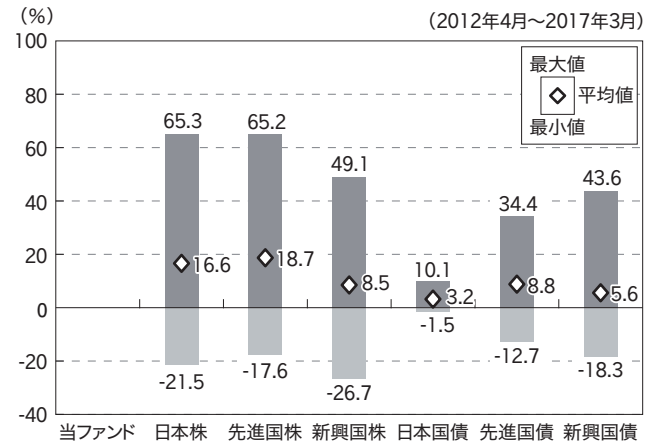
参考情報

〈毎月分配型〉

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

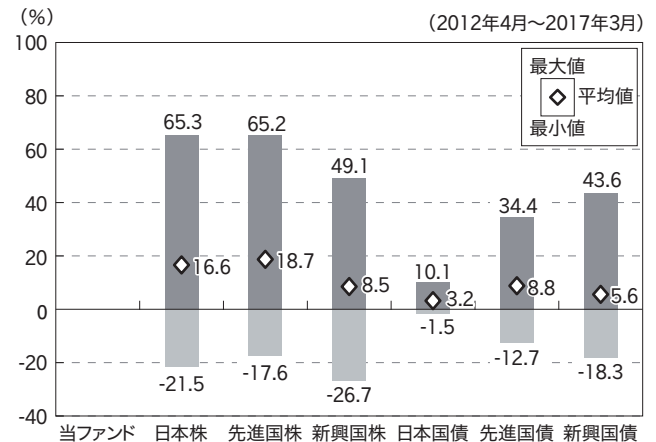


〈資産成長型〉

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため、表示しておりません。
※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・シティ日本国債インデックス(円ベース)

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

〈毎月分配型〉

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

なお、当ファンドにベンチマークはありません。

〈資産成長型〉

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

なお、当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	【当 初 申 込 日】(2017年5月29日)1口当たり1円 【継続申込期間】(2017年5月30日から2018年8月14日まで) 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	【当 初 申 込 日】お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降に受益者にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	【当 初 申 込 日】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	【当 初 申 込 日】2017年5月29日 【継続申込期間】2017年5月30日から2018年8月14日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日に当たる場合は、申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、実質的に投資対象とする投資信託証券の取引の停止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み・換金請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・換金請求の受付を取消することができます。
信 託 期 間	2027年5月12日まで(2017年5月30日設定) ※ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
繰 上 償 還	委託会社は、各ファンドにおいて受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月分配型：毎月12日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 資産成長型：毎年5月12日および11月12日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は、毎月分配型は2017年7月12日、資産成長型は2017年11月13日とします。
収 益 分 配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンド1,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。 http://www.rakuten-toushin.co.jp/
運 用 報 告 書	原則として、毎年5月および11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.16%(<u>税抜2.0%</u>)を上限として、販売会社が定める料率とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。						
※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁します。						
運用管理費用 (信託報酬)	純資産 総 額	200億円 以下の部分	200億円超 500億円 以下の部分	500億円 超の部分		
	合 計	年0.81% (税抜0.75%)	年0.783% (税抜0.725%)	年0.756% (税抜0.7%)	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 (信託報酬) の 配 分	委託 会社	年0.324% (税抜0.3%)	年0.297% (税抜0.275%)	年0.27% (税抜0.25%)	委託した資金の運用の対価
	販 売 会社	年0.459%(税抜0.425%)			購入後の情報提供、交付運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理等の 対価	
	受託 会社	年0.027%(税抜0.025%)			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行 の対価	
	投資対象とする投資信託 証券における報酬 *1	年0.089%			投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	
	実質的に負担する 運用管理費用 *2	年0.899% (税込)程度	年0.872% (税込)程度	年0.845% (税込)程度	—	
その他の費用・ 手 数 料	以下の費用・手数料は、原則として受益者の負担とし、 投資信託財産中から支払われます。 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用 ・組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管に要する費用 等 監査報酬は、毎計算期末または信託終了時に支払われま す。それ以外の費用・手数料等はその都度支払われます。 ※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・ 手数料等の一部もしくはすべてを負担する場合があります。 ※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するもの であり、事前に料率や上限額を表示することができません。				・信託事務の処理に要する諸費用：投資信 託財産に関する租税、信託事務の処理に要 する諸費用および受託会社の立替えた立替 金の利息、投資信託財産において資金借入 れを行った場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法 人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用： 有価証券届出書、目論見書、運用報告書等 の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・組入の有価証券の売買の際に発生する売買 委託手数料等：有価証券の売買の際、売買 仲介人に支払う手数料等 ・外貨建資産の保管に要する費用：海外におけ る保管銀行等に支払う有価証券等の保管お よび資金の送金・資産の移転等に要する費用	

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

*1 2017年3月31日現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。

*2 「実質的に負担する運用管理費用」は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

●税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2017年3月31日現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

樂^R天投信投資顧問